

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

9月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	体験型研修センター昇降機保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転・施設保守点検整備	フジテック株式会社 近畿統括本部	¥1,702,800	令和7年9月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
2	北部水道センター外1か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転・施設保守点検整備	株式会社日立ビルシステム関西支社	¥9,662,400	令和7年9月30日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
3	西部水道センター外2か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転・施設保守点検整備	三精テクノロジーズ株式会社	¥11,088,000	令和7年9月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
4	令和7年度 水道局工事等積算システム改修業務委託	情報処理－情報処理	東芝デジタルソリューションズ株式会社 関西支社	¥2,447,500	令和7年9月11日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
5	柴島浄水場機械警備設備増設業務委託 長期継続	各種施設管理－警備	コスモ警備保障株式会社	¥16,027,000	令和7年9月16日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
6	令和7年度 Microsoft 365 Copilotライセンス発注・取得及び支払い代行業務委託	情報処理－情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	¥1,264,973	令和7年9月12日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
7	舞洲給水塔外4か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転・施設保守点検整備	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	¥10,083,480	令和7年9月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
8	東部水道センター外1か所昇降機保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転・施設保守点検整備	日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所	¥11,535,480	令和7年9月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
9	令和7年度 配水情報システム機器保守業務委託	各種施設管理－上工水道施設管理	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥7,040,000	令和7年9月19日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、体験型研修センターに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものであります。

当該昇降機は、フジテック株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、フジテック株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

北部水道センター外 1 か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 隨意契約理由

本業務は、北部水道センター及び庭窪浄水場に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものであります。

当該昇降機は、株式会社日立製作所及び株式会社日立ビルシステムがそれぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者系の保守点検業者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

当該昇降機のうち、株式会社日立製作所が制作した昇降機の保守点検業務は株式会社日立製作所の昇降機部門から上記業者に事業承継されており、株式会社日立ビルシステムが制作した昇降機の保守点検業務は株式会社日立ビルシステムにて行われています。上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、株式会社日立ビルシステムが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

西部水道センター外 2か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、西部水道センター、柴島浄水場及び南部水道センター サテライトに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、三精テクノロジーズ株式会社（旧社名：三精輸送機株式会社、平成26年に変更）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、三精テクノロジーズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 水道局工事等積算システム改修業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、土木工事等における設計積算業務の効率化及び迅速化、正確化を目的として開発し、施設整備や維持管理にかかる工事費の積算を行うために利用している水道局工事等積算システム（以下「本システム」という。）について、現行基盤から次期統合基盤へ移行するためのシステム改修を行うものです。

本システムにつきましては、東芝ソリューションズ株式会社（現東芝デジタルソリューションズ株式会社）が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧させる必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせができるのは東芝デジタルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部土木施設課技術監理担当（電話番号 06-6616-5524）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場機械警備設備増設業務委託 長期継続

2 契約の相手方

コスモ警備保障株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、柴島浄水場構内に建設中の水質管理研究センター新棟について、「自動通報警備システム」（24時間体制の集中監視方式）を利用した遠方監視方式による保安管理及び異常発生時の緊急対応、並びに当該システムの維持管理等を行うものであります。

柴島浄水場において、令和6年4月に「柴島浄水場機械警備業務委託 長期継続」をコスモ警備保障株式会社と契約し、令和11年12月まで長期継続契約を締結しておりますが、この契約には当該建物は建設途中であり建物の内装等も未確定であったため機械警備の対象に含まれていません。

当該建物は令和8年3月より水質管理研究センターが執務室として使用を開始するため、令和8年1月より府内ネットワーク環境の整備や什器等の搬入を行うことから、本業務において当該建物へ機械警備を設置し、令和8年1月より警備を開始するものです。

現在、柴島浄水場の業務委託による機械警備については、「自動通報警備システム」（24時間体制の集中監視方式）を利用した遠方監視方式による保安管理及び異常発生時の緊急対応並びに当該システムの維持管理等を実施しており、場内で異常が発生した際は、自動的に当該警備会社へ通報され、警備員が緊急出動し現地で状況確認や関係各所への通報を行うものとなっております。また別途契約している人的警備業務においても守衛室にて機械警備の機器にて監視を行い、総合管理棟3階の総合水運用センターにおいても施設の異常の有無を確認できる体制としております。

現在柴島浄水場構内の各施設では、現在の水質管理研究センターも含め同一の自動通報警備システムを利用した保安管理、異常発生時の緊急対応等を実施しており、構内のいずれの施設で異常、侵入者を検知した場合も機械警備事業者と守衛業務事業者が連携して、速やかな対応を採ることができます。

水質管理研究センター新棟を構内の他施設と異なるシステムで運用すると、侵入者が水質管理研究センター新棟を経由し、浄水場構内に侵入するなどした場合、もう一方の機械警備を行う事業者への連絡が遅れ、初動に問題が生じるだけではなく、それぞれの機械警備事業者の管轄や責任区分が不明確になるといった問題が発生します。このため、新棟も含め柴島浄水場一体で同様の管理体制を構築する必要があります。

以上のことから、柴島浄水場の機械警備設備を設置し、警備業務に従事している上記業者のみが本業務を履行することができる唯一の業者です。

よって上記業者と委託契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質管理研究センター（電話番号06-6815-2365）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 Microsoft 365 Copilot ライセンス発注・取得及び支払い代行業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 隨意契約理由

本業務は、大阪市水道 DX 戦略の取組のひとつである「AI を活用した素案作成」を推進するため、AI による生産性向上ツールである Microsoft 365 Copilot（以下「M365 Copilot」という。）ライセンスの発注・取得および支払い代行業務を委託するものです。

当局では業務効率化のためのクラウド型オフィスツールとして Microsoft 365（以下「M365」という。）を利用してあり、M365 Copilot は、その拡張機能として搭載できる AI ツールで、クラウドストレージである OneDrive やエージェント AI 作成機能によって当局の業務データに基づいた回答が作成でき、さらに、Word、Excel、PowerPoint などの日常的に使用する業務ツールとの連携により、自然言語による指示で文書作成、表計算、プレゼン資料作成などを支援する機能を備えています。

M365 Copilot の発注は、M365 の基盤ライセンスの拡張機能として提供される性質上、契約の一貫性およびライセンス管理の観点から、Microsoft 社の公式規定により単体での発注・契約は認められていません。当局では、Microsoft 社のパートナー企業である株式会社大塚商会を通じて M365 の基盤ライセンスを発注・利用しているため、M365 Copilot ライセンスの発注にあたっても、同社が唯一の発注先となります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部 DX 推進課（電話番号 06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲給水塔外 4 か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、舞洲給水塔、柴島浄水場（水質管理研究センター含む）、庭窪浄水場、豊野浄水場及び境川営業所跡施設に設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものであります。

当該昇降機は、三菱電機株式会社及び菱電エレベータ施設株式会社がそれぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者系の保守点検業者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行いう必要があります。

三菱電機株式会社製の昇降機保守点検業務は三菱電機株式会社の昇降機部門から上記業者へ承継されており、また保守サービス窓口として上記業者が菱電エレベータ施設株式会社製の昇降機保守点検業務を行っています。

同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、三菱電機ビルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

東部水道センター外 1 か所昇降機保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 隨意契約理由

本業務は、東部水道センター及び南部水道センターに設置している昇降機の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該昇降機は、日本エレベーター製造株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、昇降機の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

さらに、万一、昇降機に不具合等の重大な事態が生じた場合に、原因分析、部位の特定、交換部品等の手配や取替作業等の復旧を可及的速やかに行うためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替え、復旧時の安全確認など、製造者でなければ知りえない調整方法によるメンテナンスを行う必要があります。

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が保守点検を行い、昇降機に不具合等の重大な事態が発生した場合、その原因が昇降機固有の問題なのか、保守点検を行ったことによる問題なのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、利用者の安全性確保及び製造責任と保守責任の一元化を図ることが出来るのは、日本エレベーター製造株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 配水情報システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、配水場内及び市内主要配水管路に設置された配水テレメータからの情報画面に表示し、全市的な配水状況が確認できる配水情報システム（以下「本システム」という。）について、部品の定期交換を含む機器保守を行い、機能維持を図るもので

本システムは、三菱電機株式会社が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該事業は上記業者に移管されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上の理由より、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5572）